

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

2 内容

1) 次表の適用金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては、8,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が4,000万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）

2) 次表の適用金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上。）の工事にかかる主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。（監理技術者の場合は兼務不可）

請負対象設計金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価 4,000万円以上 （建築一式工事は、8,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
4,000万円以上 （建築一式工事は、8,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。</u> ※2	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。</u> ※2
2号工事・総合評価 4,000万円未満 （建築一式工事は、8,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

- ※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。
- ※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。
- ※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。
- ※4 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

3 適用期間

令和2年7月22日から令和7年3月31日までの間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。